

# 3 施策と取組



## 基本方針 I 3つのつながりをつくる

### 施策1 地域のつながりをつくる

地域に対する意識の変化等によって地域コミュニティの希薄化が進む中、区民に最も身近な「地域のつながり」をつくるため、住民同士が気軽に集える場の創設、地域で活動する団体や個人への支援、困りごとのある方がより身近な場所で相談できる体制の充実を図ります。

#### 現 状

- 社会福祉協議会の地域拠点（サテライト）や子ども家庭支援センターの整備・機能拡充を進めるなど、身近な相談体制の充実に努めています。
- 町会・自治会、NPO等の地域活動団体、商店街への支援に取り組んでいます。
- 町会・自治会の加入率が徐々に低下するなど、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

#### 社会福祉協議会の地域拠点（サテライト）

社会福祉協議会では、本計画に定める5つの中圏域に地域拠点（サテライト）の整備を進めており、令和5年度に城東北部・城東南部、令和7年度に深川北部へ開設しました。

地域の身近な相談窓口として、地域福祉コーディネーターが世代や対象を問わない伴走型の訪問相談支援を行うほか、地域の方々による居場所づくりや見守り活動の支援、地域活動を担う人材の育成、関係機関や企業などとの連携を進めることで、地域や個人の課題解決に取り組んでいます。

#### 課 題

- 住民同士の助け合いや交流を生むしかけづくりが課題となっています。
- 町会・自治会等の地域活動団体、商店街では後継者や担い手の不足が問題となっています。
- 地域の見守り活動や困る前の相談の充実、専門性の高い相談体制が求められています。

困っている人を見たら声をかけたい、自分にできることを考えたい  
（こどもからの意見収集）

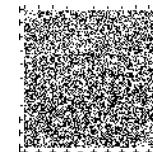
高齢者と乳幼児、こどもたちが交流できる場が欲しい  
（団体アンケート）



施策を推進するための主な柱	主な取組
<b>取組方針 1-1 気軽に集える場の創設</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の高齢者・障害者・こども等の居場所や、多文化・多世代の方々が交流できる場を拡充します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居場所やサロン活動の立ち上げ・運営支援</li> <li>● こども食堂への支援充実</li> <li>● 老人クラブの活動充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者のニーズに応じた活動の場、居場所となるよう福祉施設を運営します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉会館・児童館、子ども家庭支援センター、グランチャ東雲等の運営</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護者や子育て中の保護者等の支援当事者同士が集える場を拡充します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症家族交流会の充実</li> <li>● 子育てひろばの充実</li> <li>● サロン等の充実</li> </ul>
<b>取組方針 1-2 地域で活動する団体への支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域のつながりの促進に力を入れている町会・自治会、青少年対策地区委員会、商店街等の活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町会・自治会活動活性化の取組への支援</li> <li>● 青少年対策地区委員会活動への支援</li> <li>● 商店街への支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● NPOやボランティア団体等の地域活動団体の活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニティ活動情報の発信</li> <li>● 団体間のネットワークづくり</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 趣味・スポーツ等のサークル活動等のつながりづくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯学習団体の登録・情報提供</li> <li>● 自主グループ支援</li> </ul>
<b>取組方針 1-3 身近な相談先の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の身近な相談窓口等の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長寿サポートセンター・子ども家庭支援センター</li> <li>● 社会福祉協議会サテライト</li> <li>● 民生・児童委員</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家族や友人、地域住民、ボランティア等が行う民間の支援活動をあと押しします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉コーディネーターの拡充</li> <li>● 社協カフェ**等の充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や障害者、子育て家庭等に対する地域の見守り活動の充実を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域での見守り支援</li> <li>● 声かけ・電話訪問</li> <li>● 救急通報システムの設置</li> </ul>

\*\*社協カフェ：地域の“こどもから大人”までがつながることを目的とした“みんなの居場所”として社会福祉協議会が開催している。





## 施策2 行政のつながりをつくる

8050問題、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーなど、制度の狭間で支援が届かないおそれのある問題が増加する中で、多様化するニーズや複雑化・複合化したケースに対応するため、行政内部の一層の連携強化を図り、包括的な相談支援を実施します。

### 現 状

- 区や社会福祉協議会においては、様々な支援を必要とする方について、庁内の各部課や関係機関が参加する会議を開催して支援方法を協議するなど、連携を図っています。
- 国や都などの関係機関と、日ごろから意見交換や情報共有に努めています。

### 課 題

- 法や制度の狭間にあって支援が届かない、または複合的な課題を抱える区民等を包括的に支援する体制の整備が求められています。
- 多様化するニーズや複雑化・複合化する課題に対応するため、積極的かつ迅速な連携が必要とされています。

### 庁内の連携体制

区では、様々な福祉の課題に対して、各部署間の連携を日ごろから図るとともに、それぞれの法律や制度に基づいて、関係部署が出席して支援方法の検討や情報共有を行う会議体を開催しており、その数は約50に及んでいます（令和7年7月現在）。

また、第1期計画においては、包括的な支援体制を構築するための取組として、解決が困難な福祉的課題に対する支援の検討等を行う「江東区庁内福祉連絡会議」を設置していますが、本計画に新たに盛り込んだ重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、既存の会議体の見直しについても十分に検討しながら、包括的な支援体制の充実を図っていきます。

行政の「縦割り」ではなく、「地域」という横のつながりでの相互理解が必要  
(意見募集)



## 取組方針 2-1 行政内部の連携強化

- 地域福祉を推進するため、行政内部の分野横断的な連携を一層推進し、支援関係者同士の関係構築を推進します。

- 分野をまたぐ連携の推進策の検討

## 取組方針 2-2 組織横断的な相談支援体制の構築

- 制度の狭間にある問題を抱える方や複雑化・複合化した課題を抱える方に対し、包括的な相談支援を実施する体制を構築します。
- 長寿サポートセンターや子ども家庭支援センター、保健相談所等の地域に身近にある相談窓口や国・都、社会福祉協議会等の関係機関が緊密に連携することで、相談支援体制を強化します。

- 包括的相談支援事業
- 多機関協働事業（支援会議、重層的支援会議）
- ハローワークや児童相談所等、国や都の関係機関との連携強化

### 複雑化・複合化した課題

「複雑化・複合化した課題」とは、一つの世帯に複数の課題が存在している状態であり、ひとり暮らし世帯の増加など家族構造の変化や、コロナ禍による人間関係の希薄化によって、こうした課題を抱える人が増えていると指摘されています。

「令和6年度 地域福祉コーディネーター活動報告」（江東区社会福祉協議会）から、複雑化・複合化した課題の事例を紹介します。

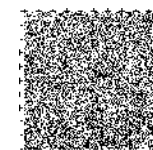
<高齢の父親と知的障害の疑いがある子への支援>

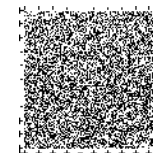
○父親の入院中に都営住宅への転居が決まり、子からの相談により地域福祉コーディネーターが支援を開始。

○子の意思を尊重しながら精神障害者保健福祉手帳を取得。また、生活困窮の状態であったことから、父のケアマネジャーや長寿サポートセンターと連携して生活保護制度を紹介し、受給を開始。

○父が逝去し、子のひとり暮らしとなったが、住宅内の民生・児童委員協力員や自治会関係者とのつながりをつくり、住民が地域の中で緩やかに見守る体制を構築。

○子の就労意向が強いことが確認できたため、区の障害者支援課窓口で相談し、福祉的就労を開始。自立生活援助の活用による金銭管理など一定の支援を受けながら、地域の中で本人らしく暮らし続ける見通しが立てられた。





## 施策 3 地域と行政のつながりをつくる

地域ごとの特性や強みを踏まえながら、インフォーマルな社会資源等と行政の実施する施策をあわせ、相互に補完しあうことで、包括的な支援体制を一層強化できるよう、地域と行政の連携・協働を推進します。

### 現 状

- 令和5年度に中間支援組織「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」を設置し、地域活動団体等との協働の推進に取り組んでいます。
- 地域福祉計画の推進にあたっては「江東区地域福祉計画推進会議」を設置し、区と区民が意見を交わしながら進行管理を行っています。

### 課 題

- 地域ごとの特性も踏まえながら、地域活動団体や企業等との協働・連携を進めることが重要です。
- 中間支援組織のさらなる活動充実や利用促進が求められています。
- 包括的な支援体制の強化には、区民や地域活動団体の意見をていねいに聴くことが不可欠です。

### 中間支援組織

#### 「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」

地域課題が多様化、複雑化する中、行政だけでは解決できない分野において、地域貢献活動団体や区民との協働を推進し、課題解決に向けて取り組みます。

また、地域貢献活動団体、区民、行政、企業間の仲介役として中立的な立場で各々の活動を支え、その活動の活性化を図ります。

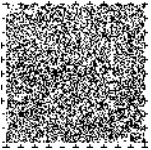


地域活動団体との連携の程度に、自治体によって差がある  
(意見募集)

当事者や関係者の意見要望を把握する制度づくりが必要  
(団体アンケート)



施策を推進するための主な柱	主な取組
<b>取組方針 3 - 1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区民や地域活動団体が活動しやすくなるよう、助け合い活動に関する情報やノウハウ、場の確保等を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 助け合い活動の立ち上げ支援</li> <li>● 地域活動団体のネットワーク化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協働を推進し、区と地域活動団体等がともに主体となって地域課題の解決に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間支援組織による区と団体・区民・企業との連携・協働のコーディネート</li> <li>● 協働事業提案制度</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業や大学等と連携し、見守りが必要な人の支援や地域の活性化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● UR 都市機構・JKK との協力・連携</li> <li>● 民間の技術・知見を活用した見守りや生活支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉施策の推進にあたっては、地域住民と区との密接なコミュニケーションを大切にし、互いに意見交換できる場や機会を設けます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉計画推進会議の運営</li> <li>● 各分野の計画策定における区民意見の聴取</li> </ul>



# 基本方針 Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる



## 施策4 一人ひとりの尊厳を守る

誰もが人権を守られ、自分らしい暮らしができる社会に向けて、自ら意思決定することに困難を抱える人や人生の最終段階における支援、虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)等の権利侵害の防止と適切な対応など、区民一人ひとりの生活を支える取組を進めます。

### 現 状

- 権利擁護センター「あんしん江東」と連携して中核機関を令和5年度に整備し、権利擁護支援の体制強化を図っています。
- こどもの健やかな育ちを支え、こどもの最善の利益が尊重されるよう、令和7年4月に「江東区こどもの権利に関する条例」を施行しました。
- 生活保護世帯は減少傾向である一方、生活困窮に関する相談は増加しています。

### 課 題

- 年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、あらゆる人の権利が守られることが大切です。
- 虐待やDV等への対応には、関係機関との迅速な連携や対応が必要です。
- 生活上の課題に直面している方への支援の充実が求められています。

### こどもの権利に関する条例

こどもの健やかな育ちを支え、こどもの最善の利益が尊重される社会を実現するために、こどもの権利に関する基本的な事項を定めた条例を制定しました。

制定にあたっては、権利の主体である子ども自身の意見を参考にするため、子どもへのアンケートやヒアリング、ワークショップなどを開催して、当事者の意見に耳を傾け反映させました。

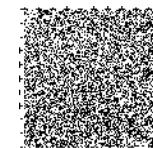


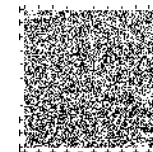
高齢者の7割半ばが虐待の相談・通報窓口を「知らない」  
(区民アンケート)

意思決定支援に際しての情報提供や、終活に向けた相談・支援が必要  
(団体アンケート)



施策を推進するための主な柱	主な取組
<b>取組方針 4-1 権利擁護支援の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者・障害者・子どもなどの権利擁護に対する理解及び参加を促進します。</li> <li>● 成年後見制度の活用に向け体制の充実を図るとともに、成年後見人等を地域で支える仕組みを強化します。</li> <li>● 認知症の人や障害者、人生の最終段階における自己決定支援について、普及啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度利用促進基本計画に基づく周知啓発</li> <li>● 子どもの権利条例の周知</li> <li>● 権利擁護センター「あんしん江東」の体制充実</li> <li>● 地域連携ネットワークの充実</li> <li>● 本人ミーティング（認知症当事者交流会）を通じた啓発、終活講座</li> </ul>
<b>取組方針 4-2 あらゆる暴力の防止</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待・DV防止のため、庁内及び関係機関の連携を強化するとともに、支援の充実を図ります。</li> <li>● 虐待・DVの通告先、相談先の周知を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援調整会議の開催</li> <li>● 民間団体との協働</li> <li>● 緊急一時保護の実施</li> <li>● 虐待相談窓口の明示</li> <li>● 「女性のなやみとDV ホットライン」「男性のなやみとDV 電話相談」啓発カードの作成</li> </ul>
<b>取組方針 4-3 多様な課題を抱えた人への支援の促進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活に困窮する区民等に対する自立に向けた支援の充実を図ります。</li> <li>● 困難な課題を抱える女性等への支援を行います。</li> <li>● 課題を抱える児童等へのきめ細かな対応を行うため、スクールソーシャルワーカーを派遣します。</li> <li>● 住宅確保要配慮者への支援の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立相談支援、学習支援、食料支援等の実施</li> <li>● 女性相談、母子・父子相談、女性のための法律相談</li> <li>● 養育費確保支援事業、女性の居場所づくり</li> <li>● 小・中学校、義務教育学校、幼稚園におけるスクールソーシャルワーカーの活用</li> <li>● 居住支援協議会の運営</li> <li>● お部屋探しサポート、身元保証のあり方の検討</li> </ul>





## 施策5 誰もが社会参加できる仕組みをつくる

年齢や性別、国籍、障害の有無や暮らしの状況に関わらず、誰もが社会に参加しやすい環境の整備に向けて、就労や生涯学習を通じた一人ひとりの能力発揮への支援や、外国人の地域活動への参加支援、ボランティア活動等を通じて地域に関わりやすくする仕組みづくりを進めます。

### 現 状

- 社会参加につながるよう、高齢者・障害者・ひきこもり等への支援を推進しています。
- 保育園の整備推進により、待機児数は令和4年度以降、毎年ゼロとなっています。
- 区内の外国人住民数は増加傾向にあり、東京23区で4番目に多くなっています。

### 課 題

- 誰もが希望に応じて、社会参加できる環境の整備が求められています。
- 地域を活性化するためには、より多くの区民が社会参加できる環境が必要です。
- 外国人との相互理解や相互連携を図ることのできる環境づくりが重要となっています。

### ひきこもりの現状と施策

東京都が令和5年度に実施した「ひきこもりへの認識に関する世論調査」では、「ひきこもりの状態は「誰にでも起こりうる」との認識が約7割にのぼり、約2割が「自身がひきこもりの状態になる可能性がある(計)」と回答しています。

区では、ひきこもりや不登校を始めとして、仕事、人間関係、ヤングケアラーなど、概ね15歳から40歳未満の方の幅広い悩みに対し、公認心理師や臨床心理士、精神保健福祉士など専門知識と経験を有する相談員が、個別面談、電話相談、居場所づくりなどで次の一步を踏み出すサポートを行っています。

ゆーすてっぴ



高齢者の4割近くは「生きがいが  
ない」、約3割は「特にすること  
がない」  
(区民アンケート)

障害者、高齢者、子育てをする  
保護者がひきこもらないような  
支援が必要  
(団体アンケート)



## 取組方針 5 - 1 誰もが活躍できる場づくり

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や障害者等で意欲はあるが就労に結びづかない人、ひきこもり等によって就労が困難な人の就労支援を推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● シルバー人材センター、障害者就労・生活支援センター、江東しごとサポートセンターにおける就労支援の充実</li> </ul>                                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 育児や介護を行っている人の社会参加を支援・促進するための環境づくりを進めます。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育園の運営</li> <li>● こども誰でも通園制度、マイ保育園制度</li> <li>● 障害児（者）の家族への支援</li> <li>● 介護離職防止の普及啓発</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 区内で生活する外国人が地域の一員として活動に参加できるよう支援します。</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● サービスの多言語化、日本語教育環境の整備、やさしい日本語の推進</li> <li>● 国際交流・多文化交流の充実</li> </ul>                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もがその人の希望に応じた社会参加や地域で活躍できる環境づくりを推進します。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 参加支援事業、生涯学習・地域活動等の社会参加を促進する仕組みづくり</li> </ul>  |

### 就労意欲のある方々への支援

○江東区障害者就労・生活支援センター・・・障害者の一般就労の機会の提供を図るとともに、職業生活を支える支援の業務を行っています。



○江東区就労準備支援事業／江東区就労支援センター・・・生活リズムや人との関わり、体調などに不安を抱え、直ちに就労することが難しい、あるいは就労しても長く続かない状態にある方に対して、それぞれの状況に応じ、支援を行っています。



○江東しごとサポートセンター・・・区内で働きたい方の就職支援や区内中小企業の雇用・人材確保等を目的に様々な事業を展開しています。



○OU29 こうとうジョブマッチング・・・江東しごとサポートセンターで実施している。区内の中小企業に正社員としての就職を希望する29歳以下の方を対象にした就職を応援するプログラムです。





## 施策6 くらしの安全を向上させる

我が国で大規模災害が相次ぐ中、日ごろから災害に備える防災教育・災害時  
要配慮者の支援のあり方の検討に取り組むほか、近年増加する高齢者やこど  
も等を狙った犯罪の防止に努めることで、安全・安心に暮らせる地域づくりを  
実現します。

### 現 状

- 福祉専門職が関与した個別避難計画の作成や、福祉避難所ガイドラインの作成など、災害時要配慮者の支援に関する取組を進めています。
- 高齢者や子ども等を狙った犯罪が全国的に増加しています。

### 課 題

- 災害時要配慮者の避難支援等について、関係者の認識共有を進めるとともに、円滑な避難体制を構築する必要があります。
- 区民を犯罪から守り、安全な地域・くらしを確保する取組が求められています。

### 災害時要配慮者

災害時要配慮者とは、寝たきり等の要介護高齢者や認知症の人、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時に特に配慮を要する方々です。区では令和6年度に組織改正を行い、担当課長の新設や関係課長の兼務など、要配慮者の支援に全庁で取り組む体制を整備しました。

また、災害時要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に特に支援が必要な「避難行動要支援者」については、「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時にはこの名簿を活用して、安否確認や避難支援を行うこととしています。また、平常時には災害協力隊等が要支援者一人ひとりの個別避難計画（避難支援計画）を作成し、いざという時に備えるとともに、予防活動にもつなげています。

近所や地域と関わりが必要な事柄は「災害時の地域での助け合い」がトップ  
(区民アンケート)

防災教育、災害時要配慮者の支援が浸透していない  
(団体アンケート)



施策を推進するための主な柱	主な取組
---------------	------

## 取組方針 6-1 災害時要配慮者対策の推進

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における防災活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災組織の育成・支援</li> <li>● 防災訓練の充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時要配慮者の避難行動の支援や、避難所等への受入体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 江東区避難行動支援プランの推進</li> <li>● 福祉避難所等への受入体制の検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各事業所の避難確保計画作成支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護事業所等の福祉施設における災害時の業務継続計画（BCP）の作成を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各事業所の BCP 作成支援</li> </ul>

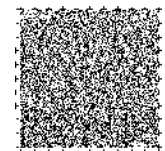
## 取組方針 6-2 防犯対策と消費者保護の充実

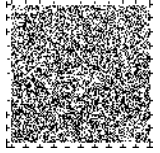
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や障害者、子どもなどに対して、防犯意識が向上するよう働きかけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こうとう安全安心メール・SNS 等による啓発</li> <li>● 自動通話録音機の設置</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警察や関係機関と連携し、地域全体で犯罪を防止する取組を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯パトロール団体への支援</li> <li>● 防犯パトロールリーダーへの研修会の開催</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費者被害に関する情報提供を行うとともに、相談体制を整備して周知を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費者センターだよりの発行</li> <li>● 消費者相談及び出前講座</li> </ul>

### 防犯対策の取組

安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪被害から区民を守ることが大切です。区では警察と連携し、イベント等による啓発活動のほか、江東区青色パトロールカーによる区内巡回パトロール、防犯パトロール団体への支援、町会・自治会・商店街が行う街頭防犯カメラ整備費用の一部補助などを行っています。

また、昨今のいわゆる「闇バイト」が関係すると思われる強盗事件等の発生による体感治安の悪化や、区民の防犯意識の高まりを踏まえ、区では令和7年8月から「個人宅向け防犯機器等購入緊急補助事業」を開始し、防犯カメラや録画機能付ドアホンなどを購入・設置した方に、費用の一部を補助しています。





## 施策7 人に優しいまちをつくる

高齢者や障害者、子ども、妊産婦など、誰もが利用しやすい安全で安心なまちづくりに向けて、日常生活における移動手段の充実や、建物・駅・トイレ・歩道等のバリアフリー化を官民連携のもと進めます。

### 現 状

- エレベーターやバリアフリートイレの設置など、区施設や公園を改修する機会に、バリアフリーを推進しています。
- ワークショップの開催や小学校での出前講座などにより、ユニバーサルデザインへの理解度の向上に努めています。

### 課 題

- 区役所をはじめとする公共施設、道路や公園、民間建築物等、まち全体のさらなるバリアフリー化が求められています。
- ユニバーサルデザインの考え方をさらに普及するための意識啓発が必要です。

### ユニバーサルデザインの取組

#### ○ユニバーサルデザインまちづくりワークショップ

平成15年度から、区民や在勤の方々の参加を募り、区民・事業者・区が協働で、様々なテーマのワークショップを開催しています。令和6年度はワークショップ参加者らとユニバーサルデザイン意識啓発のためのツール（動画とガイドブック）を作成しました。

【ツール：クイズで学ぶ「目的は同じ、やり方が違う」】



動画



ガイドブック



#### ○ユニバーサルデザイン出前講座

やさしいまちづくり相談員と協働してユニバーサルデザイン出前講座を小学校等で実施し、これまで2.3万名を超える児童にユニバーサルデザインの考え方を伝えました。

点字ブロックや音の出る信号機、スロープをもっと設置するといひ  
(子どもからの意見収集)

通院の付き添いや外出同行など、住民参加型で気軽に利用できる支援があるとよい  
(団体アンケート)



施策を推進するための主な柱	主な取組
<b>取組方針 7-1 まちのバリアフリー化の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や障害者、こども、妊産婦等が利用しやすいよう、区役所やその他公共施設の建物・設備のバリアフリー化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各施設の整備・改修</li> <li>● 店舗や診療所などの民間建築物のバリアフリー工事への助成</li> <li>● バリアフリートイレの整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路や駅等の各インフラ設備について、民間事業者等との連携も図りつつ、バリアフリー化を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の整備・改修</li> <li>● 鉄道駅バリアフリー化への助成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ユニバーサルデザインの考え方について意識啓発を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多言語表記・ピクトグラム<sup>*</sup>の普及</li> <li>● 心のバリアフリーの普及</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動に困難を抱える高齢者や障害者の日常生活における移動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉タクシーの運行や移動支援</li> <li>● 東京都シルバーパス購入費助成</li> <li>● コミュニティバスの運行</li> </ul>

### バリアフリー化の事例紹介

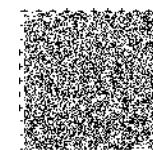
区では、店舗や診療所などでバリアフリー改修工事を行う際に、工事費の一部を助成する「やさしいまちづくり施設整備助成」を実施しています。助成対象となる改修工事は、車いすを利用している方や高齢者の方なども利用しやすくなるよう、狭あいな出入口の改修、スロープや手すりの設置などです。

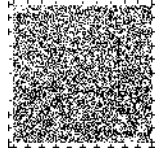
「バリアフリー改修を考えているけど、助成対象になる工事だろうか」「改修にあたっての整備基準はどのようにすればよいのだろうか」などの疑問や手続きの相談も承っています。改修工事をご検討の事業者の方は、ぜひ一度以下の問い合わせ先よりご相談ください。

【区 HP：やさしいまちづくり施設整備助成】



\*ピクトグラム：不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形のこと。





# 基本方針 III 地域福祉の基盤をつくる

## 施策 8 情報の適切な運用を図る

誰もが等しく、適切なタイミングで必要な情報を簡単に入手できるよう、わかりやすい情報発信や情報のバリアフリー化、関係者間の情報共有と個人情報の適切な取扱いとあわせて、高齢者や障害者等のデジタルデバイドの解消にも取り組んでいきます。

### 現 状

- 令和 6 年度に区報やホームページのリニューアルを実施し、よりわかりやすく探しやすい情報の発信に努めています。
- デジタル技術の急速な発展により、情報の発信方法が多様化する一方で、高齢者や障害者などの情報格差が懸念されます。

### 課 題

- 福祉サービスや地域活動情報等、情報が欲しいときにわかりやすく簡単に得られる仕組みが求められています。
- 個人情報保護の観点から支援関係者間の情報共有に制約があり、情報共有の仕組みについての検討が課題となっています。

### デジタルデバイド解消に向けた取組

デジタルデバイドとは、「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差」のことであり、オンライン上のコミュニケーションや官民間わず様々な手続きの電子化が進む中で、情報通信機器の活用有無による情報の取得や活用に格差が生じていることが課題となっています。

区ではデジタル機器に不慣れな高齢者の方に対し、「江東区高齢者スマートフォン教室・相談会」を開催して格差の解消に努めています。



高齢者や障害者など、ICT 活用が困難な層への支援は、情報格差の解消に直結する  
(パブリックコメント)

相談先がわからない困りごとが「ある」割合は約 10%  
(区民アンケート)



### 取組方針 8-1 情報発信の充実

- 対象者に適した、わかりやすい情報発信を行います。
- 支援等が必要になった時に簡単に区の情報が入手できる仕組みづくりを推進します。
- 高齢者や障害者、外国人等の情報弱者に対するわかりやすい情報提供や、障害特性に配慮した情報提供手段の充実等、情報リテラシー\*の向上と情報保障を推進します。

- 区報、ホームページ、SNS 等の各種媒体を活用した情報発信
- SNS 等を活用した情報提供
- 公共施設における情報提供
- 各情報媒体のバリアフリー化
- 多言語版パンフレットの作成・配布

### 取組方針 8-2 関係者間での情報の共有

- 支援を円滑に行うため、支援関係者間で要支援者情報を共有する仕組みをつくります。
- 情報共有のあり方の検討を踏まえ、支援団体等の連携を推進します。

- 情報共有の仕組みやあり方
- 個人情報の適切な取り扱いについての検討
- 地域の支援団体等との情報共有の仕組みの検討

### 取組方針 8-3 DX 推進とデジタルデバイド解消

- 区民の利便性向上の観点から、福祉行政手続きにおけるDXを進めます。
- 高齢者・障害者等のデジタルデバイドを解消し、生活上の不便が生じないようにします。
- ICT等の活用支援について、庁内で研究・検討を行います。

- 申請手続き等のオンライン化
- 高齢者スマートフォン教室・相談会
- 情報通信支援用具の給付による障害者のアクセシビリティ\*\*支援
- 業務効率化・ICT化支援
- 人工知能（AI）やロボット等の活用に対する支援の検討

\*情報リテラシー：情報機器を操作する能力、情報を主体的に選択し収集・活用する能力等のこと。

\*\*アクセシビリティ：アクセスのしやすさや利用のしやすさ。





## 施策 9 福祉の質を向上させる

利用者本位の質の高いサービスの提供や、一人ひとりの課題を見過ごさないための取組の実施に向け、地域福祉に関わる人材の育成や、福祉事業者のサービスの質を高める取組への支援等を行います。  
また、担い手の確保を図るため、福祉人材の確保策を検討します。

### 現 状

- 福祉人材や事業所の確保・育成のため、相談・面接会、採用活動費の補助などに取り組んでいます。
- 福祉サービス事業者のサービスの質の向上に資するため、第三者評価や指導検査を実施しています。

### 課 題

- 複雑な事例に対応するため、福祉分野における区職員の対応力を向上する必要があります。
- 高齢化の進展と福祉人材の不足を踏まえた人材確保へのさらなる取組とあわせて、サービスの質の維持・向上が求められます。
- ボランティア等の確保のため、意欲のある人の育成と活動のコーディネートが必要です。

### 介護人材確保に向けた取組

少子高齢化の進展によって要介護者が増加し、利用者ニーズも多様化する一方、介護サービスに携わる人材の不足が深刻化しています。江東区でも高齢者人口が2040年にピークを迎え、介護サービス利用者数が約1万8000人になると推計されており、将来にわたって介護人材を確保することが必要となっています。

区ではこれまで「福祉のしごと相談・面接会」の開催や、介護事業者に対する採用活動費補助、介護福祉士等関連資格取得にかかる費用助成など、人材定着や育成のための支援を行ってきましたが、令和7年度から新たに、介護事業者もメンバーに加わった「介護人材対策協議会」を立ち上げ、より実効性の高い施策について検討を行っています。

リタイアしている人に、ボランティア参加を呼びかけるとよい  
(団体アンケート)

福祉人材の定着率を向上するための取組強化が必要  
(団体アンケート)



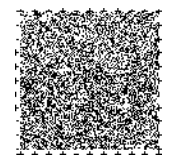
施策を推進するための主な柱	主な取組
---------------	------

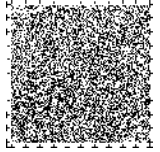
## 取組方針 9-1 福祉人材の確保・育成

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉の相談業務に従事する区職員の対応能力の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区職員の育成</li> <li>● 専門職の配置</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉事業者に対する福祉人材確保・育成の支援を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉のしごと相談・面接会</li> <li>● 保育園就職フェア</li> <li>● 採用活動費補助、事業所職員への家賃補助</li> <li>● 介護人材対策協議会</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不足する福祉サービス事業所の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所への開設準備経費等補助</li> <li>● 小規模多機能型居宅介護施設、障害者グループホーム等の整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区と社会福祉協議会において、分野横断的にボランティアを確保、育成、コーディネートする仕組みを強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア体験の機会を拡充</li> <li>● ボランティア・アカデミーの開催</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生・児童委員の充足率の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 制度のPR</li> <li>● 事務負担の軽減</li> <li>● 新たな推薦方法の検討</li> </ul>

## 取組方針 9-2 サービスの質の向上

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉事業者のサービスの質の向上に対する支援を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉サービス第三者評価の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉事業者に対する指導検査の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指導検査体制の充実</li> </ul>





## 施策 10 啓発活動を推進する

性別、年齢、障害、国籍、宗教、価値観等の違いを互いに認め合い、一人ひとりの個性が尊重される社会の形成に向けて、学校教育や生涯学習における学ぶ機会の充実、助けあいの実践を通じて、多様性や地域共生社会に対する理解促進を図ります。

### 現 状

- 学校教育や生涯学習の場において、障害や人権、LGBT 等への理解促進に関する教育や啓発が行われています。
- 令和 4 年度に「江東区多文化共生推進基本指針」を策定し、多文化共生の意識啓発と醸成に取り組んでいます。

### 課 題

- 地域共生社会について、一人ひとりの理解促進や助けあいの意識向上が求められています。

### 多文化共生推進基本指針

日本に居住する外国人は増加しており、江東区で生活する外国人も増加しています。江東区では、令和 3 年度に、本区に居住する外国人及び日本人の生活実態や区政への意見・要望を把握し、現状の分析や今後の多文化共生の取組につなげるため、「江東区外国籍区民及び日本国籍区民意識・意向調査」を実施しました。

その結果を踏まえ、区民が国籍や人種・文化の違いを問わず、お互いを尊重し、共に地域の一員として安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現を推進する指針として、令和 5 年 3 月に「江東区多文化共生推進基本指針」を策定しました。

「江東区多文化共生推進基本指針」では、「日常生活に関する支援」、「多文化共生の意識啓発と醸成」、「地域活性化と交流機会の創出」を 3 つの基本目標に掲げ、多文化共生社会を実現するため必要となる施策や事業に取り組むこととしています。

障害者についての理解を深めるための学ぶ機会が不足している  
(団体アンケート)

外国人向けの講座、外国人と日本人の交流の講座が必要  
(団体アンケート)



## 取組方針 10-1 地域共生社会実現に向けた意識の醸成

- 人権・多様性・合理的配慮についての区民の理解促進を図ります。
- 区職員一人ひとりに地域共生社会の理念が浸透するよう、研修や啓発を実施します。
- 学校等において人権教育や福祉教育の充実を図るとともに、生涯学習等を通じた地域共生社会への理解促進を図ります。
- 地域に暮らす日本人と外国人が互いに違いを認め合い、相互に協力しあうことで、地域の一員として生活していくことができるまちづくりを推進します。

- 人権・LGBT 等に関する啓発や講座
- 障害者差別解消に関する啓発
- 人権研修
- 障害者雇用理解促進研修
- 地域共生社会の推進に向けた啓発
- 学校等における教育
- 人権啓発、生涯学習
- 区立中学校への出前講座
- ボランティア福祉体験学習
- 多文化共生の意識啓発

### こどもからの意見収集

本計画の策定にあたっては、区の将来を担う子どもたちからも意見を聞き、施策や取組などに反映するため、区立小中学校各2校で「江東区の地域福祉計画に意見を届けよう」と題した出前授業を行いました。

区の職員から計画を策定して様々な事業に取り組んでいることを説明したあと、グループで「地域で暮らす中での困りごと」「困りごとがある人」をあげてもらい、「困りごとがあっても、安心して暮らせる江東区にするにはどうすればいいか」「自分や周りの人ができることは何か」を話し合ってもらいました。

児童・生徒のみなさんは熱心に課題に取り組み、「困っている人に声をかけて助けてあげる」「手話を覚えてコミュニケーションを取る」「点字ブロックの上に自転車や物を置かないなど、自分たちが率先してルールを守る」といった意見が出ました。また、「困っている人の気持ちを考えることが大切」「自分にもできることがあると気づいた」などの感想も寄せられました。

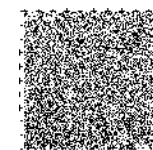
今後も、子どもたちに福祉について知り、考えてもらう機会の創出に取り組んでいきます。

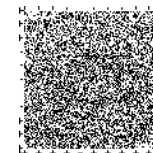


大島西中学校



第五砂町小学校





## SDGs の視点

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月に国連で採択された、令和12（2030）年までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す17の国際目標（ゴール）であり、我が国は国連の一員として平成28年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。

江東区長期計画（後期）では、SDGsの達成に向けた取組は、区民、事業者、区それぞれの行動の積み重ねであるため、施策の実施にあたっては、それぞれSDGsの目標や関連するターゲットを見据え、取組を推進することとしています。

また、地域共生社会の実現に向けた取組は、SDGsが理念として掲げる「誰一人取り残さない社会」を実現することにつながります。

### ○SDGsの17の目標（ゴール）

